

《参考資料》

(1) 区の評価結果一覧(57施設)

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H27 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
1	東京都台東区立浅草公会堂 [明治座・野村不動産パートナーズグループ]	ホール利用率(利用単位/利用可能単位)	82.1	%	S	A	A	A	妥当	一部前年度利用率を下回った集会室等があったが、全体として施設利用率は高水準で推移している。また、光熱水費の改善等適正な施設の維持管理に努めている。利用者アンケートもおおむね良好であり、適切な事業運営及び施設管理を行っている。
2	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘 [社会福祉法人愛隣団]	延世帯数	102	世帯	A	A	S	A	妥当	各家庭ごとに個別面接を実施した上で、明確な目標設定を行い、目標達成に向けた支援がなされている。また退所後も、孤立しがちな母子世帯が安心して生活できるよう長期的な支援を行っている。
3	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター [特定非営利活動法人子育て台東]	あそびひろば利用者数	29,566	人	A	A	S	A	妥当	施設独自のプログラムは利用者からも好評であり、利用者数は目標を上回っている。また、利用者も参加した避難訓練を毎月行うなど、危機管理意識も高い。
4	東京都台東区立下町風俗資料館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	66,420	人	S	A	S	S	良好	時宜にかなった魅力的な展示を行う等の内容的な取り組みと、閉館時間の延長など、利便の向上に積極的に努めた結果、大幅な入館者増に繋がった。
5	東京都台東区立一葉記念館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	16,686	人	S	A	S	A	良好	地域とのかかわりや連携協定を生かした事業の充実、入館者のニーズに沿った事業への取組み、集客が見込まれる西の市の日の閉館時間延長や春の臨時閉館などの運営努力が更なる入館者増に繋がった。
6	東京都台東区立朝倉彫塑館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	43,894	人	A	A	A	A	妥当	リニューアルオープン当初に比べ、入館者数は落ちついたものの、特別展のテーマに沿った講演会の開催、新たな試みを実施した特別展では前年を上回る入館者を集めた。また、施設整備や収蔵品等の維持管理も適切に対応している。
7	東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	休館中	人	A	A	A	A	妥当	休館中においても、職員による備品や施設管理は適切に行われている。また、事業運営についても継続事業をはじめ、関係団体とのネットワーク維持を考慮した特別事業も円滑に実施されている。
8	東京都台東区立書道博物館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	15,400	人	S	A	S	A	良好	貴重な資料を多数保有する利点を生かした特別展をはじめ魅力ある企画展、年間パスポートの効果的なPRや開館日数の増など管理運営の工夫が入館者増に繋がった。
9	東京都台東区立産業研修センター [公益財団法人台東区産業振興事業団]	研修センター会議室稼働率	20.0	%	A	A	B	A	要努力	協定等の基準に基づき事務処理を含め適切に管理されており、講座等で前年を上回る受講者数を確保したが、会議室の稼働率が低下し、利用人数が減少している状況があるため、稼働率向上への取り組みが必要である。
10	東京都台東区立老人福祉センター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	27,447	人	A	A	A	A	妥当	利用者のニーズを事業に反映させることにより、利用者数や満足度は安定しており、全体として適切に管理運営がなされている。
11	東京都台東区立入谷老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	27,307	人	A	A	A	A	妥当	前年度に引き続き事業内容に館の独自性を盛り込むなど充実させ、高い利用者数を維持している。施設の維持管理や予算執行においても、適切に実施されている。
12	東京都台東区立橋場老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	25,038	人	A	A	A	A	妥当	利用者数を維持し、サービス向上に向けての取り組みも継続して行っている。施設の管理や予算執行についても適切に管理運営がなされている。
13	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	39,140	人	A	A	A	A	妥当	サービス向上の取り組みを積極的に実施し、高い利用者満足度を維持している。施設管理についても、法令等を遵守し適切に実施している。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					
		名称	H27 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	説明
14	東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	97.1	%	A	A	A	A	妥当	職員の研修や、継続的な家族との関係強化に取り組むなどサービス向上を図り、利用率は向上した。しかし、収支改善のため、より効率的な予算管理が求められる。
15	東京都台東区立特別養護老人ホーム谷中 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	83.2	%	A	A	A	A	妥当	改修工事に伴う入居者の移転業務や引越作業の他、地元町会・近隣住民の方々への対応も適切に行っている。また、褥瘡予防ケアに施設全体で取り組み、東京都福祉保健局長賞を受賞するなど、さらなるサービス向上に向け、積極的に取り組んだ。
16	東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	94.2	%	A	A	A	A	妥当	事業運営や複合施設としての建物維持管理は適切に行われているが、さらなる収支の改善や利用率向上の取り組みが求められる。
17	東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	97.8	%	S	A	A	S	良好	きめ細かい口腔ケアの実施などサービス向上を図るとともに、空床利用による利用の促進などに努めた。利用率は昨年より低下したが、効率的な経営に努め、収支は改善した。
18	東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 [社会福祉法人聖風会]	利用率 (特養+ショート)	95.0	%	A	A	A	A	妥当	利用率に関し、前年度と比較して改善している。職場内での研修や苦情に対する第三者委員会等の各種体制整備も充実し、全体として適切な管理運営を行っている。
19	東京都台東区立特別養護老人ホーム千束 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	98.1	%	A	A	A	A	妥当	サービス水準の維持、利用者満足度の向上に向けた取り組みが行われており、事業の予算執行状況も適切である。
20	東京都台東区立ケアハウス松が谷 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	84.7	%	A	A	A	S	妥当	入居者の高齢化に伴い、ケアマネジャー等と連携して支援を行うなど、適切な施設運営を行っている。また、経営改善を検討する内部委員会を新規に設置することで、全職員の意識が高まった。
21	東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(一般型デイサービス)	81.7	%	A	A	A	A	妥当	近隣町会や介護事業者との定期的な会議の開催、ボランティア受け入れなどによって地域の福祉拠点としての役割を果たしている。利用者の満足度も高い。
22	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	85.0	%	A	A	A	A	妥当	利用者数、利用満足度も安定して推移し、地域との交流にも積極的である。施設管理においては業務基準書の内容を遵守しており、全体として適切な事業運営がなされている。
23	東京都台東区立やなか高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	67.0	%	A	A	A	A	妥当	利用者の状態に合わせ、入浴方法を柔軟に対応できる工夫やボランティアを講師として趣味の活動を行う等、積極的にサービス向上に努めている。改修工事に伴うデイ休止に関しても、利用者からの不安の訴えや相談に対し適切に対応している。
24	東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(一般型デイサービス)	76.5	%	A	A	A	A	妥当	事業の運営、施設管理については多くの取り組みがされており、適切に行われている。満足度調査でも利用者等から高い評価をいただいている。今後は、現在のサービス水準を維持しつつ、利用率と収支について向上を図っていく。
25	東京都台東区立くらまえ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	83.3	%	A	A	A	A	妥当	利用者の要望に対応したサービスの提供に努め、高い満足度が得られた。また、ボランティアや実習生の受け入れ等、福祉の啓蒙とデイサービスについての知識の普及に努めた。
26	東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	86.1	%	A	A	A	S	妥当	平成27年度より経営改善を検討する内部委員会を設置したことで、職員の意識が高まり、収支がプラスになった。また、ケアマネジャーを対象とした昼食の試食会を開催するなど、利用率の向上のための取り組みも行っている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H27 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
27	東京都台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人聖風会]	利用率（一般型デイサービス）	80.4	%	A	A	B	A	要努力	サービス水準の向上の取り組みを積極的に実施した。一方で、長期欠席者が相次いだことにより利用率の改善には至らなかった。
28	東京都台東区立たなかデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	70.4	%	A	A	A	A	妥当	サービス水準の向上に取り組んでおり、利用率はやや減少しているものの、小規模デイホームの特性を生かしたきめ細かな利用者サービスを実施している。
29	東京都台東区立せんぞくデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	65.4	%	A	A	S	A	妥当	事業運営、利用者の満足度等、高い水準を維持しており、地域住民との交流等を通して、一人ひとりのニーズに応じたサービスの向上に取り組んでいる。
30	東京都台東区立老人保健施設千束 [公益社団法人地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	95.4	%	A	A	S	S	良好	入所、通所等利用率、決算収支が前年度を上回っている。併設の台東病院や関係機関と連携し、退所支援等の充実を図った結果、在宅復帰率が上昇し、新たな入所者の受け入れにつながっており、在宅復帰に向けた施設として機能していると評価できる。
31	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束 [社会福祉法人台東つばさ福祉会]	稼働率	98.4	%	A	A	A	A	妥当	関係団体と連絡・調整を取りながら障害福祉の担い手として、適切な施設の維持管理及び利用者本位のサービス提供に努めている。
32	東京都台東区立台東病院 [公益社団法人地域医療振興協会]	病床利用率	93.6	%	A	A	A	A	妥当	紹介・逆紹介の推進や、一部の医療機器における運用状況の維持・改善などの課題はあるものの、利用者や運営協議会の意見等を踏まえた運営改善により、患者数は堅調に推移しており、区の慢性期医療を担う拠点病院として機能している。
33	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 [株式会社ニッコクトラスト]	利用率	31.5	%	A	S	S	A	良好	設備不具合の発見、対応が迅速であるとともに、良好なサービスにより利用者の満足度が高く、年間利用者数、収支共に改善している。また、地元地域との関係も良好である。
34	東京都台東区立東上野乳児保育園 [社会福祉法人康保会]	入所児童数	60	人	A	A	A	A	妥当	利用者の満足度を向上するために、自主事業や保育の質の向上に努めている。
35	東京都台東区立ことぶきこども園 [特定非営利活動法人子育て台東]	入所児童数	210	人	S	A	S	A	良好	長期的な研修計画のもと、常に教育・保育の質の向上に努めている。園の利用者からも前年度の評価を超える高い評価を得ている。
36	東京都台東区立たいとうこども園 [社会福祉法人東京児童協会]	入所児童数	159	人	A	A	A	A	妥当	区の教育・保育方針を基本に、保護者のニーズを生かした事業運営や法人独自の取り組みを計画的に取り入れることで、教育・保育内容の充実が図られている。
37	東京都台東区立千束児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	35,531	人	A	A	A	A	妥当	利用者のニーズを捉え、夏休みの幼児タイム実施、小学生の制作等の行事の回数を増やした。また、日々の利用者との積極的なコミュニケーションにより、児童の健全育成の役割を果たした。
38	東京都台東区立玉姫児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	20,463	人	A	A	B	A	要努力	中高生の利用が増え、異年齢交流を深める活動を行っている。ほかにも進路相談など、利用する児童に寄り添った支援を実施したが、目標の利用数には至らなかった。様々な問題を抱える児童については各方面と連携を図り、居場所づくりと見守りを強化していく。
39	東京都台東区立台東児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	17,701	人	A	A	S	A	妥当	乳幼児親子がくつろげる工夫、中高生の学年に合った寄り添い、学習支援が、利用の定着となり、利用者が増えた。乳幼児から中高生、大人まで幅広い世代の支援を行っている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H27 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
40	東京都台東区立池之端 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	36,123	人	A	A	A	A	妥当	乳幼児親子の子育て支援、小学生の自主活動の場の提供、中高生の職業体験やボランティアの受け入れなど地域における児童健全育成の重要な拠点となっている。
41	東京都台東区立松が谷 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	32,374	人	A	A	A	A	妥当	利用者数は昨年度より、減少したが、地域の連携先を広げることで、児童健全育成の拠点としての役割の充実が図られた。
42	東京都台東区立今戸 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	32,355	人	A	A	S	A	妥当	児童館内こどもクラブの開設により大幅な利用者増になった。多人数での活動場所の工夫、ニーズに応えた遊びの提供を的確に行った。
43	東京都台東区立寿児童 館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	58,690	人	A	A	A	A	妥当	世代別に利用しやすい環境整備を心掛け、日常的な利用者との関係性の信頼関係が図られたため、定着した利用となっている。
44	東京都台東区立谷中 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	52,518	人	A	A	A	A	妥当	施設が整ったこともあり、新たな利用者間で（幼稚園、保育園帰りの親子等）児童館を通じた交友関係を広げることができ、地域の子育て家庭の拠点の役割を果たした。
45	東京都台東区立社会 教育センター [アズビル 株式会社]	利用率	48.1	%	A	A	A	A	妥当	サークルフェスタの自主運営が進み、参加サークルが活性化し、順調な事業運営となっている。また、利用者との関係も順調である。また、清掃や衛生環境の改善などに取組み快適な環境の整備に努めている。
46	東京都台東区立千束 社会教育館 [アズビル 株式会社]	利用率	51.2	%	A	A	A	A	妥当	住民のニーズに応えるため、「歴史と文化の再発見」など街歩きを入れるなど、講座内容の充実や実施方法の工夫をし、順調な事業運営となっている。また、階段昇降支援等、利用しやすい環境整備に取り組んでいる。
47	東京都台東区立小島 社会教育館 [アズビル 株式会社]	利用率	33.2	%	B	A	A	A	要努力	サークルフェスタでは、展示ケースの設置など事業運営の工夫を実施し、一定の成果があったが、利用者の裾野を広げるために、座禅や盆栽、ベリーダンスなど新しい講座を開催したものの、応募が予想を下回ったので、周知方法など工夫していく必要がある。
48	東京都台東区立根岸 社会教育館 [アズビル 株式会社]	利用率	43.3	%	A	A	A	A	妥当	省エネ・節電に努めるとともに、利用者の安全に配慮した環境整備など、適切な施設運営を行っている。また、講座の受講後に、施設利用に関する相談を受け付けるなど積極的な利用者対応をした結果、4つのサークルが新たに発足する成果があった。
49	東京都台東区立今戸 社会教育館 [アズビル 株式会社]	利用率	32.2	%	A	A	A	B	要努力	照明の部分消灯及び裏面印刷を励行し、節約に努めるなど、適切な予算執行に努めていたが、利用収入は社会教育登録団体の申し込み件数の減少により、大幅に減少した。サークルフェスタなどを通じ、新規サークルを増やすなど、利用の増を図る必要がある。
50~56	台東リバーサイド スポーツセンター [公益 財団法人台東区芸術 文化財団]	利用者数	459,338	人	A	A	S	S	良好	区のスポーツ振興の拠点施設としての役割を果たし、常に利用者のニーズを捉えることに努めており、個々に対応していくことで利用者増につなげている。また、収支状況についても改善が図られ、良好である。
57	東京都台東区立社会 教育センター清島温 水プール [アズビル 株式会社]	利用者数	70,074	人	A	S	A	A	妥当	協定書等に基づいた適切な事業運営、施設管理が行われている。また、利用者の要望や区のスポーツ振興基本計画を踏まえた自主事業を実施し、利用者ニーズに応えた運営を行っており、利用者の拡大につなげている。

(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設(以下「施設」という。)の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価(以下「施設管理評価」という。)を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部 会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	沖 本 幸 子	青山学院大学 総合文化政策学部 准教授
副委員長	松 澤 淳 子	早稲田大学スポーツビジネス研究所 招聘研究員
委 員	村 上 章	中小企業診断士 台東区産業振興事業団 商工相談員
	大 畠 好 博	台東区観光ボランティアガイド 代表
	仲 豊 子	台東区スポーツ推進委員協議会 副会長

(4) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

ア 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成28年10月20日	(第1回) 評価の実施方法の決定
平成28年12月22日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会報告書の構成
平成29年 1月19日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

イ 施設の視察調査、ヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成28年11月 4日	東京都台東区立朝倉彫塑館 東京都台東区立一葉記念館 東京都台東区立書道博物館 東京都台東区立下町風俗資料館 (文化産業観光部 文化振興課)
平成28年11月 7日	台東リバーサイドスポーツセンター (教育委員会事務局 スポーツ振興課)

(5) 台東区指定管理者制度運用指針

平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日策定

平成 2 2 年 5 月 1 1 日改定

1 . 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2 . 適用方針

(1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

(2) 適用対象外とする施設

(1) の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

法令等により、区が管理主体となることが定められている場合

区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

3 . 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合

施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合

区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合

複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1) の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるかと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について 1 回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4 . 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当するもの

台東区から指名停止措置を受けているもの

会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）

第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

過去 3 年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2（議員の兼業禁止）、第 1 4 2 条（長の兼業禁止）、第 1 6 6 条（副市町村長の兼業禁止）及び第 1 8 0 条の 5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

(2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

6. 選定手続き

(1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

(2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

団体の実績・安定性

区の求める管理水準の確保

サービス向上への取組み

運営効率化への取組み

危機管理・安全確保の取組み

職員育成の取組み

(3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

(5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

7. 協定等の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

指定期間

業務の範囲

指定管理料

利用料金

施設の修繕

個人情報の保護

リスク分担

指定の取消し

(2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

8. 評価の実施

(1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

事業の運営

施設の維持管理

利用者の満足度

歳入歳出

(2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

(3) 財務分析の実施

指定管理者(区の出資団体を除く。) に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

9 . 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合

上記 及び を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合

指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(6) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧(平成29年1月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村不動産パートナーズグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て・若者支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	子ども家庭支援センター
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	高齢福祉課
28	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
30	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	
31	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
32	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
33	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコクトラスト	5年	学務課
34	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
35	たいとうこども園	(福)東京児童協会	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	谷中児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
45	社会教育センター	アズビル(株)	5年	
46	千束社会教育館	アズビル(株)	5年	
47	小島社会教育館	アズビル(株)	5年	
48	根岸社会教育館	アズビル(株)	5年	
49	今戸社会教育館	アズビル(株)	5年	
50 ~ 56	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・水泳 場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	スポーツ振興 課
57	社会教育センター清島温水プール	アズビル(株)	5年	

指定管理者団体数 14 団体

株式会社 3 (企業グループを含む)、NPO 法人 1、社会福祉法人 7、公益社団法人 1、
公益財団法人 2

平成28年度
台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成29年1月
(平成28年度登録第84号)

台東区指定管理者施設管理評価委員会
【事務局】 台東区企画財政部企画課(経営改革担当)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話03(5246)1027

FAX03(5246)1019

メールアドレス: kikaku.u6a@city.taito.tokyo.jp